

2017年3月8日

宛先

IOI Corporation

Two IOI Square, IOI Resort, Wilayah Persekutuan, 43300 Putrajaya,
Malaysia

持続可能なパーム油のための円卓会議 (RSPO) の原則と基準に基づくロンテランカナン
の苦情申し立ての解決のための勧告

IOI グループおよび IOI Loders Croklaan 殿

下記に署名する諸団体は、IOI と、貴社が過半数の株式を保有する子会社、IOI-Pelita
の事業の影響を受けているマレーシア・サラワク州ティンジャル (Tinjjar) 地域のロンテ
ランカナン (Long Teran Kanan) およびその周辺の村のコミュニティーの間の継続的かつ
未解決の土地紛争に対してわれわれが共有する懸念を伝えるために本書状を書いている。

持続可能なパーム油のための円卓会議 (RSPO) に IOI に対する苦情申し立てが提出されて
以来、われわれは IOI が RSPO の原則と基準、特に、「企業はコミュニティーの土地に対
する慣習的権利を尊重すること」、「自分たちの代表を選ぶ権利を尊重すること」、「自由意
思による事前の、十分な情報にもとづく同意がある場合にのみ土地を取得すること」を遵
守することに関心を持ってきた。

長期にわたる遅延の後に、苦情審議会は 2011 年 3 月に申し立ての基本的内容を支持し、
IOI に対して RSPO の原則と基準、特にその第 2.2 および 2.3 項に従って紛争を解決す
ることを求めた。この苦情はその後紛争処理機構 (Dispute Settlement Facility、
DSF) による調停に付された。1 人の調停員が RSPO 事務局から不正確な委託条件を示され
ていたために出発時点で誤りがあった後、現地の行政機関が関与する形で紛争解決の努力
が行われた。RSPO DSF は IOI が RSPO の基準に従って紛争を解決しようとするこ
と、および交渉に立ち会うことができることを条件に、このプロセスに同意した。しかし、RSPO
のスタッフ、DSF の顧問団のメンバーおよび会合に立ち会うことを求められたその他の専
門家の一定の関与にも関わらず、その後の交渉プロセスは RSPO の基準を満たすものでは
なかった。

これらの問題は 2016 年 11 月にバンコクで開催された RSPO 円卓会議の際に IOI および
IOI LC の代表 (Dr. Surina Binti Ismail および Ben Vreeburg)、ならびにその

他の人々との間で詳細に議論され、DSF が指名する独立的な調停者の下で交渉を再開することは合意された。このような合意にもかかわらず、IOI (サラワク) はその後、われわれにに対して、同社が現地行政機関を介した交渉を継続するつもりであることを一方的に通知した。その結果、DSF もう 1 回会合に立ち会ったが、その会合は PSPO の基準に基づいていないことが全く明白であったため、DSF はこのプロセスへの立ち会いを中止し、この案件を苦情審議会に差し戻した。

われわれはこのプロセスを監視してきた NGO として、IOI が土地紛争を RSPO の原則と基準に基づいて解決することを確約することを求めるわれわれの要求を再度繰り返す。IOI は、すでに取得した土地に関する交渉に関与する前に、関係するすべてのコミュニティーの農地、未開墾の森林、入会区域を含む慣習的土地使用権を確保するための措置を講じなければならない。IOI はコミュニティーが自分たちの土地の利用に関するすべての交渉において自らの立場を表明する方法を自由に選択できるようにしなければならないし、コミュニティーが自分たちの土地上で会社が行う事業に対して承諾するか否かを表明する権利を有していることを認めなければならない。さらに、すでに開墾されたコミュニティーの土地に対する補償が提示され、個別および共同の地権者との間で合意されなければならない。これらの原則に基づく交渉だけが、RSPO の原則と基準および苦情審議会の決定に適合しているとみなされる。

IOI がこの紛争の解決のためにすぐに行うべき差し当たりの具体的な措置は下記の通りである：

1. RSPO の原則と基準に従って、コミュニティーに自由意思による事前の、十分な情報にもとづく同意の権利を保障することに責任を負うこと。
2. コミュニティーが十分な情報にもとづくプロセスを通じて決定を行うことができるようにし、また、コミュニティーが理解できる方法で解決案に関する情報を提供されるよう保証すること。IOI は NGO 団体がコミュニティーの自主的組織化を支援するため、および提案の意味を解釈するために信頼できる専門家を確保するために行う努力を支援すること。
3. 影響を受け、初期における土地の喪失およびアブラヤシ農場のための継続的な土地利用に対する補償の対象となるコミュニティーの成員を特定すること。
4. コミュニティーと協力して各地主が保有する区画を識別し、その地図を作成し、共同でサラワク州政府に対して、コミュニティーの土地に対する権利をよりよく保護するためにそれらの区画を PL から除外することを求めること。

われわれの諸団体は、IOI が交渉プロセスを見直して、RSPO の中心的な原則が遵守されるようにするために現在どのような措置を講じることを計画しているかを知りたいと考えている。

敬具

Lucas Straumann, Director, Bruno Manser Fund

Jeff Conant, Senior International Forests Program Director, Friends of the Earth USA

Upreshpal Singh, Director, Friends Of The Orangutans Malaysia

Timi Gearson, Campaign Director, Forest Heroes

Marcus Colchester, Senior Policy Advisor, Forest Peoples Programme

Andrew Ng, Partner, Grassroots

Annisa Rahmawati, Senior Campaigner, Greenpeace Southeast Asia

Deborah Lapidus, Campaign Director, Mighty

Sarojeni Rengam, Executive Director, Pesticide Action Network Asia and the Pacific (PANAP)

Wally Baldwin, Palm Oil Consumer Action

Lorinda Jane, President, Palm Oil Investigations

Gemma Tillack, Agribusiness Campaign Director, Rainforest Action Network

Fatah Sadaoui, Senior Campaigner, SumOfUs.org

Glorene A Das, Executive Director, Tenaganita